平成２３年（フ）第４５７号
埼玉県熊谷市柿沼780番地37　大幡団地10号棟106
債務者　小池眞由美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４０８号
相模原市中央区横山３丁目30番14号　ロータリーライフ相模原204号
債務者　細矢　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８０号
相模原市緑区相原３丁目７番22号
債務者　青木　裕美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０３号
相模原市南区磯部94番地４　サンビレッジ磯部201
債務者　山中　貞彰
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１９号
相模原市緑区又野795番地16
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２１号
相模原市中央区田名2144番地　201号
債務者　井上　聖史
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２７号
相模原市中央区陽光台３丁目９番10号　美濃荘202
債務者　守谷　捷一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５２８号
相模原市緑区下九沢2500番地１　ロジュマンA102
債務者　小川　明澄
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５４９号
相模原市緑区向原１丁目15番32号　アネックスＯＨＧＡＭＩ203号
債務者　小出　明子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５５４号
神奈川県座間市東原３丁目14番51号　トキワハイツ202号
債務者　北村　弘子（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５６０号
京都市山科区大宅沢町122番地
債務者　岡田　一希
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４４号
京都市西京区上桂前田町30番地３
債務者　原田ゆかり
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６１号
京都府八幡市八幡小松17番地の11
債務者　清田　竜次
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９０号
京都市北区大北山原谷乾町27番地１　森下マンションⅡ101
債務者　山本　敦史
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９２号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地21―505
債務者　尾毛川理恵（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０３号
京都市山科区御陵山ノ谷11番地
債務者　森島　徳子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２５号
堺市南区晴美台３丁13番２―1108号
債務者　蓮田　房枝
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係